平成２７年（ミ）第５号

シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番―62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ラムス（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド

1　決定年月日　平成29年１月31日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　スポンサー契約に基づく支援

管財人は、平成28年11月21日、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、リベラ株式会社（以下「リベラ」という。）との間でスポンサー契約を締結した。更生会社は、リベラの支援を得て船主業を継続し、現状の傭船契約（以下「現行傭船契約」という。）を維持継続して安定した傭船料債権の回収金を確保し、原則として傭船期間終了後に更生会社が保有する船舶（船舶名ロード・ヴィシュヌ（LORD VISHNU）、船種自動車運搬船、船籍シンガポール共和国。以下「本件船舶」という。）を売却することを予定している。この傭船料債権の回収金及び本件船舶の売却代金等を原資として、更生債権等に対する弁済を行う。

２　更生担保権

将来傭船料債権に係る担保権については、傭船料債権の回収金から更生会社の維持継続に必要な経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。

また、本件船舶に係る担保権については、担保の目的である本件船舶を売却処分し、その売却代金から売却に要する諸経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。

３　一般更生債権

一般更生債権は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　将来傭船料債権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８―１「更生担保権弁済計画表（将来傭船料債権）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　2,481,197,743円

（債権者数）　１名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　弁済の基本方針

ア　原則（傭船期間終了までに発生する傭船料債権の回収金を原資とする弁済）

別表８―１「更生担保権弁済計画表（将来傭船料債権）」記載の更生担保権（以下「将来傭船料債権更生担保権」という。）については、別表10―１「存続する担保権一覧表（将来傭船料債権）」の「担保権の目的物の表示」欄記載の傭船料債権の回収金（ただし現行傭船契約の契約が終了するまでに発生したものに限る。以下同じ。）を原資として、毎年２回、傭船料債権の回収金から船舶の維持管理費、更生手続維持費用、更生協力金等を控除した残額を弁済する。

ただし、後記⑵アに定める第１回弁済の際には、上記残額から、更生会社の運転資金として留保する金員（以下「運転資金留保金」という。）を控除した残金を弁済し、運転資金留保金については、後記第２、２⑹アに定める本弁済日に支払う。

管財人は、リベラの支援を得て適切な船舶の運航管理を行い、傭船料収入の管理・回収に努める。

イ　現行傭船契約の更新の場合の措置

管財人は、将来傭船料債権に係る更生担保権者（以下「将来傭船料債権更生担保権者」という。）の同意及び裁判所の許可を得て、現行傭船契約の更新又は同一当事者間での新規傭船契約の締結をすることができる（以下、「更新等」といい、更新等された契約を「更新等傭船契約」という。）。

管財人が現行傭船契約を更新等したときは、前記アの定めに基づく弁済は、更新等傭船契約の契約が終了するまでに発生する傭船料債権の回収金についても行うものとする。ただし、更新等傭船契約の契約期間に関わらず、更生計画認可決定日から18年経過後は、本件船舶を売却することとし、売却完了後に発生する更新等傭船契約に基づく傭船料債権に関しては、将来傭船料債権更生担保権への弁済は行わない。なお、更生計画認可決定日から18年経過して本件船舶を売却した後も、売却完了前に発生した傭船料債権の回収金がある場合には、その限度で弁済を継続する。

⑵　権利変更の内容及び弁済方法

ア　弁済の時期

①　第１回弁済

管財人は、㋐更生計画認可決定日以後に最初に到来する更生会社の各事業年度の末日（以下「本決算日」という。）若しくは本決算日から６か月後の日（以下「中間決算日」といい、本決算日と中間決算日で画される各会計期間を「半期」という。）からそれぞれ３か月後の日、または㋑更生計画認可決定確定日から１か月後の日のいずれか遅く到来する日までに、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ①に定める弁済額を、第１回弁済として支払う（以下「第１回弁済」という。）。

②　第２回から傭船契約終了までの間の弁済（各回弁済）

管財人は、第１回弁済後、本件船舶に係る現行傭船契約（現行傭船契約が更新等された場合には更新等傭船契約を含む。本項において以下同じ。）の契約が終了するまでの間、年２回、更生会社の本決算日及び中間決算日からそれぞれ３か月以内に、将来傭船料債権更生担保権に対し、後記イ②に定める弁済額を、各回の弁済として支払う（以下「各回弁済」という。）。

ただし、中間決算日から本決算日までの間（本決算日から中間決算日までの間も同じ。）に、現行傭船契約が終了する場合（契約期間の満了、契約解除、その他終了理由を問わない。）には、直前の本決算日又は中間決算日までの傭船料債権の回収金に基づく弁済を各回弁済の最終回とし、それ以降の傭船料債権の回収金については、各回弁済の対象としない。

③　現行傭船契約終了後の弁済（最終弁済）

最終の各回弁済の計算期間の末日である本決算日又は中間決算日以後に、現行傭船契約の契約期間中に発生した傭船料債権を回収した場合には、管財人が最終弁済日として定めた日（以